

理事の職務権限規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、一般財団法人中部圏地域創造ファンド（以下「この法人」という。）の理事の職務権限を定め、業務の適法、かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

(法令等の順守)

第2条 理事は、法令、定款及びこの法人が定める規則、規程等を順守し、誠実に職務を遂行し、協力して、定款に定めるこの法人の目的の遂行に寄与しなければならない。

第2章 理事の職務権限

(理 事)

第3条 理事は、理事会を組織し、法令及び定款の定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。

(理事長)

第4条 理事のうち1名を代表理事とし、代表理事をもって理事長とする。

2 理事長の職務権限は、次のとおりとする。

- (1) 代表理事としてこの法人を代表し、その業務を執行する。
- (2) 理事会を招集し、議長として主宰する。
- (3) 評議員会を招集する。
- (4) 直接もしくは副理事長、業務執行理事を通じて事務局を統括・指揮し、重要事項を承認・決定する。

(副理事長)

第5条 務執行理事の中から3名以内を副理事長とする。

2 副理事長の職務権限は、次のとおりとする。

- (1) 理事長を補佐し、必要に応じて理事長の職務を代行する。

(業務執行理事)

第6条 理事長以外の理事のうち8名以内を業務執行理事とする。

1-(2)

2 業務執行理事の職務権限は、次のとおりとする。

(1) 理事会で決議する次の業務を分掌し、執行する。

- ・ 副理事長（理事長補佐・代行）
- ・ 組織・財政広報担当
- ・ 事業企画（調査・研修・啓発）担当
- ・ 寄付募集・ファンドレイジング担当
- ・ 助成（募集・選考・補助・点検評価）担当
- ・ その他

(2) 各業務執行理事は、協力して業務を遂行するとともに、担当業務に関し事務局を指揮・監督する。

(3) 必要に応じて理事長、副理事長の職務を代行する。

（代行順序の決定）

第7条 第5条第2項第1号及び第6条第2項第3号に規定する職務の代行順序については、毎事業年度最初の理事会において決定するものとする。

第3章 理事会への報告

（理事会報告）

第8条 理事長、副理事長及び業務執行理事は、毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

第4章 雑則

（細則）

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が定める。

（改廃）

第10条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附則

この規程は、平成30年10月15日から施行する。（平成30年10月15日理事会議決）